

－判決紹介－

明細書の記載に関して知っておきたい知財高裁判決

2017年9月

特許業務法人

**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. 紹介する判決

	事件番号	発明の名称	主な争点
(1)	平成28年(行ケ)第10005号 (知財高判平成29年1月18日)	眼科用清涼組成物	「平均分子量」なる記載の明確性
	※下記判例も併せて紹介 平成28年(行ケ)第10187号 (知財高判平成29年8月30日)	可逆熱変色性筆記具 用水性インキ組成物	「平均粒子径」なる記載の明確性
(2)	平成27年(行ケ)第10231号 (知財高判平成29年2月22日)	黒ショウガ成分含有組成物	「一部」が、効果を奏さない僅かな形態を含む場合の権利の有効性
(3)	平成28年(行ケ)第10269号 (知財高判平成29年8月8日)	高純度羅漢果配糖体を含有する甘味料組成物	発明の構成要件を満たさない実施例によるサポート要件の判断
(4)	平成28年(行ケ)第10205号 (知財高判平成29年6月14日)	加工飲食品及び容器詰飲料	当業者が再現できるか否か
(5)	平成27年(行ケ)第10105号 (知財高判平成28年3月9日)	オキサリプラチン の医薬的に安定な製剤	「からなる」の解釈

【全7頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

**【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK**

特許部 部長<化学バイオ系領域担当>

食品×医療支援室長

弁理士 中尾 守男 (東京本部在籍)

TEL : 03 - 3433 - 5810 (代表)

E-Mail : [iplaw-ky@harakenzo.com](mailto:iplaw-ky@harakenzo.com)

**【免責事項】**

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

**【無断複製・転載禁止】**

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

**【弊所のウェブサイト・facebook】**

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。  
是非ご参照下さい。

<弊所総合ウェブサイト>:<http://www.harakenzo.com>

<商標専門サイト> :<http://trademark.ip-kenzo.com>

<意匠専門サイト> :<http://design.ip-kenzo.com>

<弊所法務部 facebook> :<https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

<広島事務所 facebook> :<https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。